

秋 田 県 特 別 栽 培 農 産 物 認 証 基 準

平成１２年１０月１７日施行
 平成１５年１２月　１日改正
 平成１７年　４月　１日改正
 平成１７年１１月　７日改正
 平成１８年１１月１７日改正
 平成１９年　４月　１日改正
 平成２４年１２月　３日改正
 平成２５年１１月１２日改正
 平成２８年１０月２５日改正
 平成３１年　２月２７日改正
 令和　元年１２月１６日改正
 令和　４年　３月２３日改正
 令和　５年１２月１９日改正
 令和　６年　７月　１日改正
 令和　７年　１月　１日改正

第１　秋田県特別栽培農産物認証要綱（以下「要綱」という。）第３条第２項に規定する農産物は、別表１のとおりとする。

第２　定　義

秋田県特別栽培農産物認証要綱、秋田県特別栽培農産物認証実施要領、秋田県特別栽培農産物認証表示規程及びこの認証基準で用いる用語の定義は、次のとおりとする。

用　　語	定　　　　　　義
生 産 過 程 等	前作の収穫後から当該農産物の作付までの期間のほ場管理及び当該農産物の生産過程（当該農産物の生産者による種子、種苗及び収穫物の調製を含む。以下同じ。）をいう。
栽 培 期 間 中	特別栽培農産物の生産過程等の期間をいう。
節 減 割 合	１．農薬については、現に使用した節減対象農薬の使用回数が慣行レベルに対してどの程度低減されているかの割合をいう。 ２．肥料については、現に使用した化学肥料の窒素成分量が慣行レベルに対してどの程度低減されているかの割合をいう。
化 学 合 成	化学的手段（生活現象に関連して起こる発酵、熟成等の化学変化を含まない。）によって化合物及び元素を、構造の新たな物質に変化させることをいう。
農　　　　薬	農薬取締法（昭和２３年法律第８２号）第２条第１項に規定する農薬をいう。なお、同条第２項に規定する天敵及び第３条第１項に規定する特定農薬を含まない。
化学合成農薬	農薬のうち有効成分が化学合成されたものをいう。
節減対象農薬	化学合成農薬のうち、有機農産物の日本農林規格で使用可能な農薬を除外したものをいう。なお、化学合成農薬不使用の種子・苗等の入手が困難な場合は、入手以前に使用された化学合成農薬は除く。ただし、種子繁殖の品種は種子、栄養繁殖の品種は入手可能な最も若齢のものを基準とし、それ以降に使用されたものは含む。
慣 行 レ ベ ル	１．農薬については、県内の同作期において当該農産物について慣行的に行われている生産過程等における節減対象農薬の使用回数（土壌消毒剤、除草剤等の使用回数を含む。）をいう。 ２．肥料については、県内の同作期において当該農産物について慣行的に使用されている生産過程等における化学肥料の窒素成分量をいう。
肥　　　　料	肥料の品質の確保等に関する法律（昭和２５年法律第１２７号）第２条第１項に規定する肥料をいう。
化 学 肥 料	秋田県特別栽培農産物認証基準等の中では、肥料のうち化学合成された窒素肥料をいう。
土 壌 改 良 資 材	地力増進法第１１条第１項の土壌改良資材をいう。
栽 培 責 任 者	ほ場における栽培管理を行う者又はその指導を行う者をいう。

確 認 責 任 者	栽培の管理方法を調査し、管理等に係る記録内容を確認する者であって、栽培責任者による管理等について必要に応じ指導を行う者をいう。
精 米 責 任 者	原料である玄米を精米等する者をいう。
精 米 確 認 者	精米の実績等を調査し、その実績等に係る記録内容を確認する者であって、精米責任者による精米等について必要に応じ指導を行う者をいう。
認 証 区 分	上記、農薬（節減対象農薬）及び化学肥料の使用量に応じて4つの認証区分を設ける。 認証区分①：農薬／節減対象農薬不使用・化学肥料不使用 認証区分②：農薬／節減対象農薬不使用・化学肥料5割以上減 認証区分③：節減対象農薬5割以上減・化学肥料不使用 認証区分④：節減対象農薬5割以上減・化学肥料5割以上減

（注）別表2に掲げる農薬は節減対象農薬には該当しない。

第3 生産の基準

1 ほ 場

- （1） 特別栽培農産物の生産ほ場は、周辺から農薬又は化学肥料が飛来しないような措置がとられていること。
 - ア 畦畔、農道、水路等により一定の間隔を設けていること。
 - イ 緩衝用農産物の栽培及び防風林、防風ネット等を設けていること。
- （2） 用水は、農薬、化学肥料及び工場排水等が混入しない措置がとられていること。
- （3） 航空防除実施地域である場合には、防除対象外地域に指定されており、かつ、緩衝地帯が設けられていること。

2 種 苗

組換えDNA技術を用いて生産されたものでないこと。

3 土壌管理

- （1） 有機物や化学合成されたもの以外の土壌改良資材等の施用により、土づくりに努めていること。
- （2） 明きょや暗きょ等による排水対策に努めていること。

4 病虫害及び雑草防除

- （1） 節減対象農薬を使用する場合は、より毒性の低い農薬の使用に努めるとともに、県が定める「秋田県農作物病虫害・雑草防除基準」に掲載されている農産物については、これを遵守するよう努めること。
- （2） 輪作やマルチなどの耕種的防除、物理的防除、生物的防除等により病虫害や雑草を制御することに努めていること。

5 他の農産物との混合防止

輸送、選別、調製、洗浄、包装等の作業において、特別栽培農産物以外の農産物と混合しないような措置がとられていること。

6 特別栽培農産物における節減対象農薬及び化学肥料の使用基準

- （1） 節減対象農薬の使用回数は、生産過程等において使用した延べ有効成分回数とし、作目ごとに別表1の特別栽培農産物欄で示す回数以下とする。
- （2） 化学肥料の使用量は、生産過程等において使用した全窒素成分量とし、作目ごとに別表1の特別栽培農産物欄で示す量以下とする。ただし、「石灰窒素」は化学合成された窒素であるが、有機物の腐熟を促進する目的での使用に限り、化学肥料の窒素成分に該当しないものと扱う。

また、製造工程において化学的に合成された窒素が添加されている有機物、土壌改良資材等を使用した場合は、化学合成された窒素成分を化学肥料の使用量としてカウント対象とする。

7 精米施設の基準

- （1） 玄米等の品質が保持できるものであること。
- （2） その他適切な作業条件及び環境が維持されていること。

8 管理体制

- (1) 栽培又は精米の管理のために、責任者を配置していること。
- (2) 生産計画の策定及び実施、栽培又は精米記録等が作成されていること。

(別表1)

対象農産物並びに農薬及び化学肥料の使用基準

・認証区分①(農薬／節減対象農薬不使用・化学肥料不使用)への取り組みは次のリストにない「農産物」も認証できる。

農産物名			節減対象農薬		化学肥料	
			【節減対象農薬の延べ有効成分回数】 (単位:回)		【化学肥料(窒素成分)の施用量】 単位:kg/10a)	
			県慣行レベル	特別栽培農産物	県慣行レベル	特別栽培農産物
米			20	10以下	8.0	4.0以下
大豆			8	4	2.0	1.0
野菜	アスパラガス	露地	18	9	40.0	20.0
		ハウス促成	14	7	27.0	13.5
	うど		8	4	20.0	10.0
	キャベツ		14	7	27.0	13.5
	こまつな		4	2	10.0	5.0
	しゅんぎく		5	2	14.0	7.0
	食用菊		17	8	25.0	12.5
	チンゲンサイ		6	3	16.0	8.0
	なばな類		4	2	18.0	9.0
	にら		6	3	24.0	12.0
	ねぎ		23	11	27.0	13.5
	はくさい		15	7	23.0	11.5
	パセリ		8	4	27.0	13.5
	ブロッコリー		8	4	28.0	14.0
	ほうれんそう		6	3	10.0	5.0
	みょうが		6	3	10.0	5.0
	モロヘイヤ		4	2	30.0	15.0
	レタス		8	4	20.0	10.0
	せり		2	1	12.0	6.0
	オクラ		11	5	28.0	14.0
	かぼちゃ		12	6	17.0	8.5
	きゅうり	露地	30	15	40.0	20.0
		ハウス促成	16	8	32.0	16.0
		ハウス抑制	21	10	20.0	10.0
	ししとう		10	5	29.0	14.5
	すいか		23	11	9.0	4.5
	トマト		25	12	32.0	16.0
	ミニトマト		20	10	32.0	16.0
	なす		16	8	30.0	15.0
	ピーマン		15	7	33.0	16.5
	メロン		16	8	14.0	7.0
	ごぼう		8	4	21.0	10.5
	だいこん		10	5	13.0	6.5
	にんじん		7	3	18.0	9.0
	ニンニク		17	8	31.0	15.5
	さといも		6	3	20.0	10.0
	ばれいしょ		10	5	14.0	7.0
	やまのいも(ながいも含む)		14	7	27.0	13.5
	えだまめ	早生	8	4	7.0	3.5
		中生	8	4	4.0	2.0
		晩生	8	4	2.0	1.0
	さやいんげん		10	5	19.0	9.5
	そらまめ		6	3	20.0	10.0
	スイートコーン		8	4	29.0	14.5
	ズッキーニ		9	4	21.0	10.5
	たまねぎ	秋植え	35	17	31.6	15.8
果樹	りんご		39	19	10.0	5.0
	ぶどう		29	14	14.0	7.0
	もも		32	16	14.5	7.0
	日本なし		38	19	20.0	10.0
	おうとう		27	13	15.0	7.5

(別表2)

節減対象農薬に該当しない農薬(使用回数から除外されるもの)

農 薬	基 準
除虫菊乳剤	除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。
ビレトリン乳剤	除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。
なたね油乳剤	
調合油乳剤	
マシン油エアゾル	
マシン油乳剤	
デンブン水和剤	
脂肪酸グリセリド乳剤	
メタアルデヒド粒剤	捕虫器に使用する場合に限ること。
メタアルデヒド剤	捕虫器に使用する場合に限ること。
硫黄くん煙剤	
硫黄粉剤	
水和硫黄剤	
石灰硫黄合剤	
シイタケ菌糸体抽出物液剤	
シイタケ菌糸体抽出物水溶剤	
炭酸水素ナトリウム水溶剤	
重曹	
銅水和剤	
銅粉剤	
硫酸銅	ボルドー剤調製用を使用する場合に限ること。
生石灰	ボルドー剤調製用を使用する場合に限ること。
天敵等生物農薬	
性フェロモン剤	農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするものに限ること。
混合生薬抽出物液剤	
展着剤	カゼイン又はパラフィンを有効成分とするものに限ること。
二酸化炭素くん蒸剤	保管施設で使用する場合に限ること。
食酢	
磷酸第二鉄粒剤	
炭酸水素カリウム水溶剤	
炭酸カルシウム水和剤	銅水和剤の薬害防止に使用する場合に限ること。
ミルベメクチン乳剤	
ミルベメクチン水和剤	
スピノサド水和剤	
スピノサド粒剤	
還元澱粉糖化物液剤	
カスガマイシン液剤	
カスガマイシン粉剤	
カスガマイシン水溶剤	
カスガマイシン粒剤	
エチレン	パイナップルの開花誘発に使用する場合に限ること。
次亜塩素酸水	
その他の農薬	有効成分としてこの表の他の農薬に含まれる有効成分のみを2つ以上含有するものに限ること。(硫黄・銅水和剤、炭酸水素ナトリウム・銅水和剤、脂肪酸グリセリド・スピノサド水和剤等が該当する。)

(注)参考:有機農産物の日本農林規格 附属書B